法律違反を容認したまま、監督指導及び改善をしない江戸川区が認可権者の西篠 崎区画整理組合事業についての陳情

(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 1 5 4 号 受理年月日 平成 2 5 年 6 月 5 日

付託年月日 平成25年6月13日

• •

陳 情 原 文 平成 2 4 年度建設委員会において、前区画整理課長は共産党の委員の 質問に対して、第 1 0 回総代会を土地区画整理法第 3 6 条第 2 項に違反した事を認 めました。また、それ以外の法律違反はしていないと発言しました。

しかし、その一方、東京都知事に対する別の審査請求の調査回答書において、議案に議長選挙を揚げないで、議長を議決した事を認めています。(土地区画整理法第34条第3項違反)

その他、現在、数々の定款違反や法令違反が争点となって争訟中です。また、組合の役員は、法律違反で第10回総代会を実施した事を総代会、総会に報告せず隠蔽(土地区画整理法第28条第4項違反及び同法第28条第6項違反:監査意見書不実記載)といった新たな刑事罰の対象となる違反も出てきています。

このようにあきらかな法令違反が次々出てきて、認可した江戸川区も承知している状況にも関わらず、この事業は成立しているといえるのでしょうか。事務所も存在せず、法令簿書も定款記載の事務所には保管せず、組合員から取得した同意書とは、実体とかけ離れているのが現実であります。委員会に対しての発言も虚偽発言であります。

年度が変わり新たな建設委員会が始まるとの事ですので、法律違反で実施した江戸川区認可の組合施工の区画整理事業とコンプライアンスについて再考を願い、早急に土地区画整理法第125条に基づき江戸川区は、理事長宅である組合事務所と定款に記載のない荒川区のコンサルタント事務所の調査を実施して、法令違反(刑事罰対象含)の調査改善を実施するように陳情いたします。